

資料

個別報告要旨  
(二〇二三年一月七日)

(1) 第一部会

ア 「日本の契約慣行の研究——申込み・承諾によらない契約成立の認定手法がもたらす特異性」

一橋大学教授 小林 一郎

我が国の裁判実務では、契約の成立が争われる場面で申込みと承諾の枠組みが活用されることは少なく、交渉が十分に成熟したかどうかを契約成立の判断要素とする傾向がある。こうした我が国特有の契約成立認定手法は、不確実な事柄について契約の成立や契約条件の確定を先送りする我が国特有の契約慣行の形成に少なからず影響を与えてきた。我が国特有の曖昧さを許容する契約慣行を定着させ、結果として契約法の国際スタンダードからの乖離を招いてきた。

本報告は、以上のような仮説を提起した上で、日本的な契約慣行の特質が現れやすい取引類型として、(1)契約書式を活用した定型的取引、(2)先の見通しの立ちにくい長期継続型プロジェクト、及び(3)洗練された当事者によって練り上げられた取引の三類型を取り上げ、我が国特有の契約成立の認定手法が契約慣行の形成にどのような影響を及ぼしてきたかを検証していく。

我が国の契約法の活動領域は、欧米のそれと比較して狭い。欧米流の契約成立認定手法であれば、当事者の個々の言動の中から申込み・承諾に相当するものを抽出し、これらを黙示的に解釈しながら合理的な当事者のあり姿を規範として昇華させていくことができる。当事者が留意した契約書式は申込みの一部として契約に組み入れられやすい。これに対し、我が国の裁判所は、交渉の成熟度を重視する結果、交渉で練り上げられなかった事柄について契約の趣旨に立ち返った解釈を回避する傾向がある。我が国の裁判所は、交渉の拘束力を制限することで当事者の保護をはかることには意欲を示すが、逆に、契約の拘束力を与えることを通じて当事者を保護することには関心が薄い。申込者の申込みに対する被申込者の信頼の保護の問題は、契約が不成立となった場合の契約交渉不当破棄の問題であると捉えられ、承諾者が申込みに対して抱く期待や信頼を黙示の規範を活用して契約の中で保護していくこうとする発想は生まれにくい。

こうした我が国の裁判規範の傾向は、長期継続型取引における企業の契約リスク管理のあり方に影を落としている。システム開発におけるウォーターフォール型の多段階契約がその代表例である。システム開発には不確定要素が大きく、明確なコミットメントがしづらいことから、契約は小さく積み上げられていく。ベンダーにはシステム完成義務を負わず、紛争が生じた場合には開発過程の言動から責任の所在を割り出せばよいとする。このような思考パターンが長期継続型取引の実務スタンダードとなっている。我が国特有の契約成立認定手法は、「関係的」なものとして展開されてきた日本の契約慣行を、国際的にも特異な制度として定着させる役割を果たしてきたと考えられる。

参考文献

拙稿「日本の契約慣行の研究——申込み・承諾によらない契約成立の認定手法がもたらす特異性(一)」(三・完)「一橋法学」二二卷一号一頁、二二号一八一頁、三号「刊行予定」(以上、二〇二三年)

## イ 「意思無能力準則と民法百二十条一項の取消権」

茨城大学講師 福田 智子

平成二十九年民法改正により、意思無能力者による法律行為の無効が明文化された。民法三条の二は、法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は無効とする（意思無能力準則）。意思無能力準則は民法起草当初、意思理論に基づく絶対的無効と解されていたが、その後、その根拠は表意者保護にあるとされ、現在では相対的無効が通説となっている。つまり、意思無能力者による法律行為は無効と判断されるまで有効であり、法律効果の帰属に関する決定権は本人に与えられている。これに対し、制限行為能力者制度である後見では（本報告は成年後見人の取消権を対象とする）、事理弁識能力を欠く常況にある者を成年被後見人とし、成年被後見人が行った法律行為は本人の意思能力の有無にかかわらず、本人又はその代理人等により取り消すことができる（民法九条、百二十条一項）。民法百二十条一項が定める成年後見人の取消権は、本人が有する取消権を代理人が代理行使するもの（代理行使説）と法が与えた固有の取消権（固有取消権説）との見解があるが、現在は保佐人の同意権との関係（取消権は同意権に内包される）から固有取消権説で説明されている。当該取消権の性格論一般に関する議論はこれまで実益がないとされてきたが、平成十二年四月一日に施行された成年後見法は本人の自己決定権尊重とノーマライゼーションを理念とし、また日本が平成二十六年に批准した国連の障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）十二条との関係からすれば、意思能力を有する本人が行った法律行為を成年後見人が取り消すことができる根拠については検討が必要であろう。

近年、障害者権利条約十二条に適合させる目的で成年後見法を見直す国が増えている。二〇二三年一月一日、ドイツは「後見法及び世話法を改正するための法律（新世話法）」の施行により、法的世話における様々な局面での本人の自己決定実現に向けた運用を目指し大規模な法改正を行った。ドイツ民法（BGB）は行為無能力者が行った法律行為（日常生活に関する行為を除く）を絶対的無効とするが（BGB§105(1)）、世話制度の下では世話人が選任されても同意留保命令の対象行為を除き、本人は有効な意思表示を独立して行うことができる（自己決定権の制限はない）。そして、世話人の同意なく同意留保命令の対象行為を行った場合、当該法律行為は無効となる。法的仕組みは異なるものの新世話法と成年後見法はいずれも自己決定権の尊重を理念とする。

本報告は、このような問題意識に基づき、新世話法はじめ近年の動向などを踏まえ、民法百二十条一項が定める成年後見人の取消権について意思無能力準則との関係から検討を行う。

### 参考文献

福田智子「成年後見人の取消権——自己決定権尊重の実現に向け」原田剛ほか編『民法の展開と構成 小賀野晶一先生古稀祝賀』（成文堂、二〇二三年）一〇五一—一二三頁

## ウ 「民法上の正当防衛における防衛者の責任の可能性」

武蔵野大学教授 鈴木清貴

民法上の正当防衛の規定である民法七二〇条一項が扱う場面のうち、本報告で検討を進めたいのは、「避難タイプ」あるいは「転嫁型」とも呼ばれる「防衛者自身に対する侵害者の攻撃を避けようとして防衛者が第三者（被害者）に損害をもたらす場面」における第三者（被害者）の損害の回復のあり方である。

通説は、防衛者が侵害者に対して反撃をして損害を与えた場合だけではなく、第三者（被害者）に損害をもたらした場合にも正当防衛が成立し、防衛者が第三者（被害者）に対して責任を負わないことを認める。そして第三者（被害者）は民法七二〇条一項ただし書によって侵害者に対して損害賠償を請求することとなる。これにより、防衛者が免責をされても第三者（被害者）の救済を図れるようにしている。

民法の規定はこのようであるが、この場面で、防衛者の責任を肯定する民法学説（幾代説）がある。また、防衛者の責任を認める二つの立法提案（不法行為法研究会によるリストメント条文（一九八八年）、民法改正研究会による『日本民法改正試案』（仮案〔平成二二年一月一日案〕（二〇〇九年））もすでに公表されている。しかしながら、こうした学説や立法提案に対する民法学界からの反応は薄いようにも思われ、それはこれら学説や立法提案において防衛者の責任の学理的な問題点を明らかにしきれないことに原因があるのではないかと考えられる。

本報告では、必要状態という制度において、防衛者の義務負担により第三者（被害者）の救済を図っているイタリア民法（二〇四五条）の分析を通じて、防衛者の責任を検討するための次の視点を得る。①イタリア民法では、必要状態に置かれた加害行為者は第三者（被害者）の損害を回復する義務を負担するが、その理由はどこにあるか。②イタリア民法では、必要状態に置かれた加害行為者が負担する義務の内容は補償であるが、それは損害賠償とどこが異なるのか。③イタリア民法で、必要状態に置かれた加害行為者による第三者（被害者）に対する補償を基礎づける根拠は「公平」なのか。④イタリア民法では正当防衛における侵害者の責任は認められるか。

日本で防衛者の責任を構想するべきか、構想するのであればどのような点が問題となるか、イタリア民法の分析を踏まえて論じたい。

### 参考文献

鈴木清貴「民法上の正当防衛における防衛者の責任の可能性——イタリア民法を手がかりに」片山直也ほか編『池田真朗先生古稀記念論文集 民法と金融法の新時代』（慶應義塾大学出版会、二〇二〇年）四二九頁以下、同「民法上の正当防衛における第三者の被害は誰が賠償するべきか——イタリア民法を手がかりに」武蔵野法学二一号（二二三）二二六頁以下（二〇一九年）

(2) 第二部会

ア 「会社の事業再生と取締役の行為規範——イギリス法からの示唆」

日本大学准教授 金澤大祐

本報告は、イギリス法における会社倒産時の取締役の義務に関する制定法・判例法を素材として、わが国における会社倒産時の取締役の義務について、会社の事業再生の観点から検討するものである。

わが国において、会社の債務超過状態においては、株主の利益を重視すると投機的な行動により債権者の利益を害することから、取締役は債権者の利益を保護すべきと解され、取締役の対第三者責任が認められるか否かに際して、善管注意義務の具体的な内容として再建可能性・倒産処理等を検討すべき義務を負うとの見解、事業継続について経営判断原則の適用を認める見解がある。もともと、わが国においては、再建型の法的倒産手続として、民事再生法（平成一年法律第二二五号）が制定され、裁判所外での私的整理も活用され、会社の事業再生が重視されており、裁判例や学説で指摘されている会社の債務超過状態における取締役の義務が会社の事業再生に対応しているのか、とりわけ、会社の危機時期といっても、債務超過に陥った直後、支払不能、法的倒産手続が不可避となった状況とでは、状況が大幅に異なっており、会社の経済的窮境の度合いによって、取締役に課されるべき義務内容・審査方法も異なるのではないかと疑問が生じる。

イギリスにおいては、わが国と同様に、倒産法の改正を行い、再建型の法的倒産手続を整備し、事業再生を推し進めている。そして、イギリス法においては、会社倒産時、取締役に對して、不当取引と債権者利益考慮義務という義務の発生時期、義務内容・審査方法の異なる二つの義務が課されている。不当取引における義務は、会社が倒産による清算または会社管理に入るのを避ける合理的な見込みがないと結論付けるべきであった時点まで課されず、取締役の裁量は限定的となり、事実上、清算または会社管理の申立てを求める厳しい義務内容・審査方法となっている。これに對して、債権者利益考慮義務は、倒産状態または倒産状態の可能性が極めて高い場合に課され、清算や会社管理の申立てを求めるものではなく、取締役に裁量が認められ、緩やかな義務内容・審査方法になっている。

以上を踏まえ、本報告では、イギリス法における不当取引と債権者利益考慮義務を参考に、わが国における会社倒産時の取締役の義務につき、会社の経済的窮境の度合いによって、取締役に課されるべき義務内容・審査方法を変えるべきかについて検討する。

参考文献

金澤大祐「イギリスにおける取締役の債権者に対する責任についての一考察」日本大学法科大学院法務研究一四号八五頁以下（二〇一七年）、同「会社の偏頗行為と取締役の義務——イギリスにおける債権者の利益を考慮する義務を参考に」商学集志九〇巻二・三号合併号三五頁以下（二〇二〇年）、同「イギリスにおける不当取引の一考察——会社の事業再生の観点から」日本法学八八巻四号一九五頁以下（二〇二三年）

## イ 「倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について」

中央学院大学専任講師 木村健登

本報告は、カナダ法を対象とした比較法の分析手法を用いて、企業の債務超過ないし倒産局面における取締役の（債権者その他の第三者に対する）責任リスクを適切に軽減するにあたり、新たにどのような法制度を設けることが有用と考えられるかについての検討を行うことを目的とする。令和元年改正会社法（令和元年法律第七〇号）の下、当該責任リスクの軽減に資するものとして、新たに会社補償制度（補償契約）及び役員等賠償責任保険契約にかかる規律が整備されたが、それらはいずれも、企業の財務状況が健全な場合については格別、企業の債務超過ないし倒産局面においては、取締役に対する十分な保護機能を果たし得ないものであるとの評価を前提とする。

比較対象国であるカナダにおいては、従業員未払賃金等に対する填補責任を中心に、取締役が第三者との関係で相応の個人責任リスクに晒されているものと評価できるが、このような「過剰な」責任リスクが実務上の弊害（倒産企業の取締役の一斉辞任）をもたらしたことへの反省から、カナダの倒産法上は、倒産企業の取締役が負うべき責任リスクの軽減を目的とした法制度が整備されている。わが国においても、倒産企業の取締役が対第三者責任（会社法四二九条一項）を追及される事例が想定されることから、カナダ法の立場を参考に、当該責任リスクを軽減するための倒産法上の制度を新設することも考慮に値する。本報告は、そのような倒産法上の制度として、取締役の損害賠償債務の一部免除、及び取締役の（会社補償制度に由来する）補償債権に対する担保権の設定について検討を——後者の担保権の設定については、会社補償制度に関する後述の法改正がなされることを前提に——試みる。

また、会社補償制度に関して、カナダにおいては関連する裁判規範の存在も相俟って、取締役の対第三者責任との関係でも会社補償制度が一定の役割を果たすものとなっている。これに対して、取締役の悪意又は重大な過失に起因する賠償責任との関係での補償を制限する（また、確定判決に基づく賠償金の支払と和解金の支払とを同列に扱う）わが国の現行の会社補償制度は、取締役の対第三者責任との関係で十分な保護機能を果たし得るものとはなっていない。本報告は、そのような取締役の対第三者責任との関係で会社補償制度の実効性を担保するための法改正の方向性についても、併せて検討を試みる。

### 参考文献

木村健登「倒産局面における取締役の責任リスクとその軽減について（二）」（三・完）中央学院大学法学論叢三五巻二号二七頁以下、三六巻一号三五頁以下（同上、二〇二二年）、三六巻二号八七頁以下（二〇二三年）

## ウ 「会社債権者による会社経営者に対する個人責任追及——フランス法との比較」

上智大学准教授 早川 咲 耶

本報告は、会社役員の特第三者責任について、フランス法との比較を通じて検討を行う。対第三者責任規定について判例・多数説は、最高裁昭和四年大法院判決以降、法的性質については法定責任説を、救済損害範囲については両損害（直接損害・間接損害）包含説の立場を、一貫して採用してきた。この対第三者責任規定の解釈は、その理論的整合性の点では批判されつつも、柔軟な運用を可能とする点において評価されてきた。

対第三者責任規定は比較法的に珍しいとされているが、フランス法には、会社経営者が第三者に対して直接に責任を負う場面を規定した同様の対第三者責任規定（L二二五―二五一条）が存在する。

しかしながらフランス法では、会社破綻時における対第三者責任規定に基づく会社経営者の個人責任は、基本的に認められない。第一に、この会社経営者の対第三者責任の認定要件に、フランス行政法理論由来の「職務から切り離しうるフォート」(les fautes séparables des fonctions) が求められる。破綻は、会社経営者の行為が、経営者としての職務行為の範囲を超えて「職務から切り離しうるフォート」が認められる場合に限って、当該経営者は第三者に対し直接に個人責任を負うとした。第二に、「請求権併合禁止原則」(le principe de non-cumul) という判例法理により、倒産時におけるL二二五―二五一条における会社経営者への個人責任の追及が制約されている。フランス法では会社倒産の場合に会社役員に対する特別責任が定められており、この責任は通常民事責任に優先する。

即ち、フランス法においては、会社債権者が自己の損害回復のために会社経営者の個人責任を追及できる場合は通常時でも限定されており、倒産処理手続場面においては更にその責任範囲が制限される。会社経営破綻時の残存会社債務という典型的な会社債権者の間接損害について、日本法と異なり、フランス法では当該債権者が会社経営者に個人責任を追及することはほとんど認められない。

会社役員の一般的な対第三者責任規定を設けているという点では、フランス法と日本法とは共通しているが、その制度内容および運用には大きく異なる点がある。フランス法に比して、日本法では、会社経営者の会社債権者に対する個人責任が相当広く認められる制度運用となっている。幅広い会社債権者の救済可能性があるという点では一定の評価をなしうるが、他方で会社役員個人の責任の範囲を不当に広範なものにしていても評しうる。更に、会社への任務懈怠を根拠として第三者の損害を賠償することを義務づけることは、論理的な説明が困難である。対第三者責任規定の解釈をフランス法と比較しつつ検討を行いたい。

### 参考文献

早川咲耶「会社債権者に対する会社役員責任」(六・完)法学協会雑誌一三九卷三号二五四頁以下、五号三九七頁以下、七号六六〇頁以下、九号八二五頁以下、一一号一〇七九頁以下(以上、二〇二三年)、一四〇巻一四一頁以下(二〇二三年)

(3) 第三部会

ア 「フランスの新株発行規制——既存株主の利益の保護と資金調達機の機動性の確保」

亜細亜大学講師 小倉 健 裕

フランス株式会社法においては、第一に、すべての株式会社は新株を発行するために特別株主総会の決議を要するものとされている（ただし、取締役会への権限委譲が可能。上場会社では、代表機関への復委譲も可）。第二に、株式の内容として新株の優先引受権が認められており、特別総会の決議がない限り、株主割当てが新株割当ての原則的方式である。二〇世紀の前半までに確立され、一九六六年七月二十四日の商會会社法において完成をみたこれら二つの原則は、その後、国際化する金融市場に対応するための柔軟化を余儀なくされたが、いまなお既存株主の利益を保護する中心的原理として維持されている（フランス商法典「225-129条以下」）。

本報告では、そのように既存株主の利益保護を出発点とした新株発行規制の法制において、企業の資金調達の便宜がどこまではかられているのかを確認したい。

法の実践において重要な意義をもつのは、定時株主総会の機会の利用である。取締役会は、株主割当て、公募、私募など各種方式の発行に必要な授權を一年または二年ごとに特別総会から受ける（増資を実施することの権限移譲の決議と、新株優先引受権を各種割当方式の発行のために除去する決議とを組み合わせる）ことによる。一年または二年ごととは、権限委譲の有効期間の法定の上限）。このような実務を前提に、増資または新株引受権の除去の決議には取締役会および会計監査役の報告義務（増資の理由、新株優先引受権除去提案の理由、発行価額の根拠を含む）が課され、さらに、現に効力を有する権限委譲の一覧表が定時総会に提出される。このように、新株発行の決定過程での機動性は十分に確保されている。

発行のスケジュールはどの程度にわたるか（実際に行われた発行の情報は公開された目論見書の記載から知ることができる）。株主の新株優先引受権が維持される場合（株主割当て）には、この権利の存在を知らせて行使の機会を保障する通知または公告を権利行使期間（五取引日以上）の末日の十四日前までに行うことを要する。諸手続を合わせると、権限ある機関による発行の実施の決定から完了までには一か月弱を要する。

新株優先引受権が除去された発行では、株主のための通知・公告は不要であることから（公募に当たる場合に目論見書の作成は必要）、機関による発行の決定から完了までは十日程度である。私募の場合にはさらに短期での実現も可能とされ、スケジュールの面でも機動性は確保されている。ただし、引受人を指名して発行を行うには、当該引受人の指名は特別総会の権限であることから、臨時株主総会を招集するための時間と費用とが余分に必要となる。

参考文献

拙稿「フランス株式会社法における株主の新株引受権を中心とした新株発行の規制（一）（二・完）」早稲田法学会誌六九巻一号一四五頁（二〇一八年）、二号一〇五頁（二〇一九年）



## イ 「取締役の経営判断に係る責任の一考察——ドイツ株式会社法からの示唆」

東北学院大学准教授 内藤 裕 貴

本報告では、ドイツ株式会社法における経営判断原則の議論を手掛かりとして、わが国における取締役の経営判断に係る責任のあり方について検討を加えることを目的とする。

取締役は、会社ひいては株主の利益を最大化するために常に何かしらの経営判断に迫られている。しかし、取締役による経営判断の「善し悪し」は、事後的にしか判断することができない。そのため、取締役は経営判断の失敗による損害賠償責任へのおそれから、会社の利益最大化のために必要なりスクテイクを回避する嫌いがある。こうした事情等に鑑みて、米国法においては、利害関係のない会社役員による経営判断について法令違反の事実がない限り、裁判所は事後的にその是非について審査しないという経営判断原則 (business judgment rule) が判例法理によって提唱され、現在に至っている。

このように、経営判断原則は、米国法由来の法理であるが、わが国のみならず、ドイツにおいても継受されている。ドイツにおける経営判断原則は、一九九七年の連邦通常裁判所判決により判例法理として受容された後に、二〇〇五年にドイツの株式会社法 (Aktengesetz) の改正により、株式法九十三条一項二文に「取締役構成員が、企業家的決定において適切な情報を基礎として会社の福利のために行為したと合理的に認められる場合、義務違反はない」との文言が新たに挿入され、法規定として明文化されるに至っている。そして、株式法九十三条一項二文が適用されるためには、①企業家的決定であること、②誠実であること、③特別の利益かつ不適切な影響力なくして行為したこと、④会社の福利のために行為したこと、および、⑤適切な情報に基づいて行為したことの各要件が充足される必要がある、これらの要件の充足に係る立証責任は取締役構成員側が負担する。

本報告では、株式法九十三条一項二文に関する議論を紹介し、前述の各要件が柔軟に解釈されていることを示すとともに、これらの議論や株式法九十三条一項二文の立法過程を踏まえた上で、わが国における取締役の経営判断に係る責任の議論につき、新たな示唆を提示する。

### 参考文献

内藤裕貴「経営判断原則の再考——ドイツにおける経営判断原則の立法化を中心として(一)」(三・完) 早稲田大学大学院法研論集一五三号二一九頁以下、一五四号一八三頁以下、一五五号二二五頁以下(以上、二〇一五年)、同「利益相反取引と利益相反のない取締役に対する経営判断原則の適用——ドイツ株式法における経営判断原則を巡る議論を契機として」早稲田法学会誌六七卷一号三二七頁以下(二〇一六年)、同「取締役による法解釈を要する業務執行とその責任——ドイツ株式会社法の議論を手掛かりに」東北学院法学八〇号七一頁以下(二〇一九年)

## ウ 「商号続用責任規定の比較法的再検討——米国の企業承継者責任論の分析に示唆を得て」

宮崎産業経営大学教授 仲宗根 京子

会社分割や事業譲渡は事業資産（ひいては事業）の移転を要素とする事業再編行為等であり、ステークホルダー（とりわけ会社債権者）との利益調整を、どのように法制度として設計していくべきかが問題となり、許害的会社分割・事業譲渡について商号続用要件を不要とすることにより保護範囲を拡大した平成二六年改正法（会社法七五九条四項・七六一一条四項・七六四条四項・七六六条四項・二三条の二、商法一八条の二）を備えても、なお保護されない領域が残っていると考える。

この点、「許害性」の解釈論などにより妥当な解決を図ろうとする優れた先行研究も多数存在するが、この改正法の効果が承継資産の限度に限られていることも含めて、保護制度の在り方について、更なる検討が必要だと感じる。また、「法人格否認の法理」などの一般法理とともに「商号続用責任規定」（会社法二三条、商法一七条）の守備範囲は残ると想定されるものの、要件論には様々な疑義が唱えられている。

アメリカ各州の判例法ないし制定法上の資産譲渡における「Successor Liability」（企業承継者責任論）については、既に優れた先行業績が多数存在するが、その殆どが不法行為領域に関するものであったことから、拙稿（参考資料）では、同法理が契約債権にも適用があることを判例や論稿から検証した。また、平成二六年改正法がFraudに相当し得るものだとして、それ以外にもアメリカには、日本の商号続用責任規定の趣旨をめぐる各説と近似した様々な法理が存在し、一方で、同規定の趣旨は、沿革からの外観法理説に収束すべきものとは必ずしも考えられていない。

そこで、本研究報告では、「Successor Liability」についての議論を参考に、異なる法主体から企業資産を承継した企業体が、前者に帰属すべき債務を承継する場合を規律する「企業承継者責任論」の体系を想定した中に位置づけて、商号続用責任規定の債権者保護手段としての合理性を再検証し、契約債権と不法行為債権などの債権の性質および承継した企業体の属性（分割会社や譲渡企業との同一性など）により類型化した上で、疑義のある要件効果にリフォームを施して商号続用責任規定を活用すること（立法論）の可能性を探りたい。

具体的には、過去数十年にわたる企業承継者責任に関するアメリカ各州および連邦の主要な判例資料や関連する制定法、および論稿に基づき、企業承継者責任を基礎づける様々な法理が、どのような趣旨・要件効果論のもとに構築され、どのような事例に適用されてきたかの分析を行い、日本においては今後どのような方向性の補充が必要かを分析し、現行規定の射程範囲あるいは要件の見直しに示唆を得たいと考える。

### 参考文献

仲宗根京子「事業（営業）譲渡における商号続用責任の未来——アメリカの資産譲渡における企業承継者責任をめぐる議論が映し出すもの」丸山秀平ほか編『永井和之先生古稀記念論文集 企業法学の論理と体系』六一七頁以下（中央経済社、二〇一六年）